

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年12月7日 22時12分ごろ
発生場所	高知県高知市高知港 高知港藻洲瀉防波堤灯台から真方位114°220m付近 (概位 北緯33°29.9′ 東経133°33.7′)
事故の概要	貨物船鋼運21は、西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年12月21日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 鋼運21、199トン
船舶番号、船舶所有者等	135258、和幸船舶株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	船首船底部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、船首約2.0m、船尾約2.6mの喫水で、高知港で揚げ荷をする目的で、約10.5ノット（kn）の対地速力で、自動操舵により航行していた。</p> <p>船長は、航海当直を前直の航海士から引き継ぎ、航海士が高知港に初めて入港するのでそのまま船橋に残り、高知港に関する説明を航海士に対して行うこととした。</p> <p>本船は、高知港の港域に入ったところで約7.5knの対地速力に減速し、手動操舵に切り替えて港奥に進み、高知港第1号灯浮標を通過後、しばらく西進することとなり、手動操舵から自動操舵に切り替えた。</p> <p>船長は、浦戸大橋の下を通過して約1分後に変針予定場所に達したが、操舵スタンド右舷側の高知港全体を表示した電子海図表示装置の画面（以下「本件画面」という。）を用いて航海士に錨泊予定地及び揚げ荷場所の説明を行っていた。</p> <p>航海士は、船長の説明を聞いていたところ、前路に陸岸が迫っていることに気付き、船長に報告した。</p> <p>本船は、船長が手動操舵に切り替えて右舵一杯を取ったが、浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、航海士に対して説明することに意識が集中し、船位の確認を適切に行っていなかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、高知港において、自動操舵により西進中、船長が、本件画

	面を用いて航海士に錨泊予定地及び揚げ荷場所の説明を行うことに意識が集中し、変針予定場所を通過して浅所に向かって航行を続けたことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、夜間、本船が、高知港において、自動操舵により西進中、船長が、本件画面を用いて航海士に錨泊予定地及び揚げ荷場所の説明を行うことに意識が集中し、変針予定場所を通過して浅所に向かって航行を続けたため、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、入港操船中、操船以外のことに意識を向けることなく、適切に船位の確認を行うこと。</li> </ul>